

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月31日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝 規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成19年7月17日
津田病院	〃
白鳥病院	〃
がん検診センター	平成19年7月18日
中央病院	〃
県立病院課	平成19年7月19日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、正当額との差額分を返納及び追給する必要がある。 (中央病院、がん検診センター)

イ 休日給の支給について

休日給の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (丸亀病院)

ウ 通勤手当の支給について

通勤手当の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)

エ 宿直手当の支給について

宿直手当の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。 (中央病院)

オ 賃金の支給について

賃金の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)

カ 県外旅費の支給について

県外旅費の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。 (津田病院)

キ 管理諸経費の算定について

管理諸経費の算定に当たり、一部積算誤りがあるので、正当額との差額分を還付する必要が

ある。(津田病院)

(3) 検討指示事項

該当事項なし